

自然再生基本方針の見直し案 関連法令・関連計画等

自然再生推進法（抄）

＜平成 14 年法律第 148 号、12 月 11 日公布＞

（自然再生基本方針）

第七条 政府は、自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針（以下「自然再生基本方針」という。）を定めなければならない。

2 自然再生基本方針には、次の事項を定めるものとする。

一 自然再生の推進に関する基本的方向

二 次条第一項に規定する協議会に関する基本的事項

三 次条第二項第一号の自然再生全体構想及び第九条第一項に規定する自然再生事業実施計画の作成に関する基本的事項

四 自然再生に関して行われる自然環境学習の推進に関する基本的事項

五 その他自然再生の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、あらかじめ農林水産大臣及び国土交通大臣と協議して自然再生基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、自然再生基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、広く一般の意見を聴かななければならない。

5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、自然再生基本方針を公表しなければならない。

6 自然再生基本方針は、自然再生事業の進捗状況等を踏まえ、おおむね五年ごとに見直しを行うものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、自然再生基本方針の変更について準用する。

（自然再生協議会）

第八条 実施者は、次項に規定する事務を行うため、当該実施者のほか、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他の当該実施者が実施しようとする自然再生事業又はこれに関連する自然再生に関する活動に参加しようとする者並びに関係地方公共団体及び関係行政機関からなる自然再生協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。

2 協議会は、次の事務を行うものとする。

一 自然再生全体構想を作成すること。

二 次条第一項に規定する自然再生事業実施計画の案について協議すること。

三 自然再生事業の実施に係る連絡調整を行うこと。

3 前項第一号の自然再生全体構想（以下「自然再生全体構想」という。）は、自然再生基本方針に即して、次の事項を定めるものとする。

一 自然再生の対象となる区域

二 自然再生の目標

- 三 協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担
- 四 その他自然再生の推進に必要な事項
- 4 協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会が定める。
- 5 協議会の構成員は、相協力して、自然再生の推進に努めなければならない。

(自然再生事業実施計画)

第九条 実施者は、自然再生基本方針に基づき、自然再生事業の実施に関する計画（以下「自然再生事業実施計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 自然再生事業実施計画には、次の事項を定めるものとする。
 - 一 実施者の名称又は氏名及び実施者の属する協議会の名称
 - 二 自然再生事業の対象となる区域及びその内容
 - 三 自然再生事業の対象となる区域の周辺地域の自然環境との関係並びに自然環境の保全上の意義及び効果
 - 四 その他自然再生事業の実施に関し必要な事項
- 3 実施者は、自然再生事業実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、その案について協議会において十分に協議するとともに、その協議の結果に基づいて作成しなければならない。
- 4 自然再生事業実施計画は、自然再生全体構想と整合性のとれたものでなければならない。
- 5 実施者は、自然再生事業実施計画を作成したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、主務大臣及び当該自然再生事業実施計画に係る自然再生事業の対象となる区域の所在地を管轄する都道府県知事に、当該自然再生事業実施計画の写し（当該自然再生事業実施計画の添付書類の写しを含む。以下同じ。）及び当該自然再生事業実施計画に係る自然再生全体構想の写し（当該自然再生全体構想の添付書類の写しを含む。以下同じ。）を送付しなければならない。
- 6 主務大臣及び都道府県知事は、前項の規定により自然再生事業実施計画の写し及び自然再生全体構想の写しの送付を受けたときは、実施者に対し、当該自然再生事業実施計画に関し必要な助言をすることができる。この場合において、主務大臣は、第十七条第二項の自然再生専門家会議の意見を聴くものとする。
- 7 第三項から前項までの規定は、自然再生事業実施計画の変更について準用する。

(自然再生推進会議)

第十七条 政府は、環境省、農林水産省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する自然再生推進会議を設け、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

- 2 環境省、農林水産省及び国土交通省は、自然環境に関し専門的知識を有する者によって構成する自然再生専門家会議を設け、前項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

みどりの食料システム戦略（抄）

＜令和３年５月策定＞

1 はじめに

- ①我が国の食料システムは、高品質・高付加価値な農林水産物・食品を消費者に提供している。また、地域ごと・季節ごとに異なる我が国固有の食文化の魅力の源泉として国内外から高い評価を得ている。これは限られた農地を効率的に活用し、品種や栽培方法等を磨き、生産性を高める先人の技術の蓄積により形成されてきた。
- ②国内人口の減少により、国内市場が縮小していく中、今後、輸出拡大など海外の市場開拓に大きな期待が寄せられている。一方、食料生産を担う生産者の減少・高齢化の一層の進行など、生産基盤の脆弱化や、地域コミュニティの衰退が顕在化している中、農林水産業の生産力強化が我が国として克服すべき課題である。
- ③また、近年、食料の安定供給・農林水産業の持続的発展と地球環境の両立が強く指摘されている。気候変動による大規模災害の頻発や、生物多様性の急速かつ大規模な損失、地域によっては病虫害のまん延や地力の低下等の生産現場への影響が深刻化している。自然や生態系の持つ力を巧みに引き出して行われる食料生産・農林水産業において、その活動に起因する環境負荷の軽減を図り、豊かな地球環境を維持することは、生産活動の持続的な展開に不可欠であり、次世代に向けて国際社会が取り組まなければならない重要かつ緊急の課題である。
- ④SDGs が世界に広く浸透し、食の分野でも、原料や資材の由来、栽培・製造のプロセスへの関心が国内外で高まり、生産面の対応が求められていく一方、例えば、必要以上に外観のきれいさや、日付の新しさにこだわる消費面の価値観や行動が、結果として、農薬や包材の過剰な使用や、食品ロスを招いている実態にも目を向ける必要がある。持続可能な食料システムは、生産者だけでなく、事業者、消費者の理解と協働の上で実現するものであり、こうした関係者の努力が将来にわたる我が国の食料・農林水産業への国民の支持につながるものとなる。
- ⑤このような生産力向上と持続性の両立を実現する鍵となるのが、食料システムを構成する関係者の行動変容と、それを強力に後押しするイノベーションの創出である。例えば、スマート技術は、作業の省力化・省人化、作業の安全性向上、化学農薬・化学肥料の使用量低減などの様々な効果が期待される。そのメリットは、大規模経営だけでなく、中小・家族経営も、また、平地から中山間地域、若者から高齢者など、それぞれの者が享受することができる。我が国の食料・農林水産業が、国内外の期待に応え、その魅力を発揮しつつ、持続的に発展していくため、本戦略において中長期的に目指す姿を関係者が共有し、その実現に向けて、関係府省の連携の下で、各般の政策改革を進める必要がある。

（略）

3 本戦略の目指す姿と取組方向

(4) 本戦略により期待される効果

本戦略が策定・実践され、農林水産業の生産者・食品企業・消費者等の行動変容が進んでいくとともに、革新的な技術・生産体系の社会実装が進んでいくことにより、持続可能な食料システムが構築され、我が国の経済・社会・環境のそれぞれについて、以下のような効果をもたらすことが期待される。

(略)

② 国民の豊かな食生活、地域の雇用・所得増大

社会面からのアプローチとして、生産者・消費者の相互理解と連携による健康で栄養バランスに優れた日本型食生活の国民的な拡がり、新技術により地域の様々な資源が効率的に活用される地域経済循環や、リモートも活かした地域内外の多様な人々の交流、地域重視のライフスタイルの定着や居住を通じて、地域の雇用・所得の増大、地域コミュニティの活性化など、多様な人々が共生する地域社会の形成と国民の幸福度の向上(Well-Being)につながることを期待される。

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）改定版

＜令和４年３月策定＞

III. 特定鳥獣保護・管理計画の策定と実行

2. 特定計画の記載項目

（１０） 生息地の保護・整備、被害防除対策、出沒対応に関する事項

１）生息地の保護・整備

コア生息地では、クマ類の生息環境の保全や改善を図る必要がある。特に、個体数水準が低い（個体数水準 1～2）地域では、地域個体群の絶滅防止と個体数水準の引き上げのため、分断した生息地をつなぐ生態系ネットワーク構築なども取り入れた積極的な生息環境の改善と保全が必要となる。以下に、実施すべき項目の例を示した。

- 鳥獣保護区等の配置計画：クマ類の生息状況や生息環境の空間配置を考慮し、保護区（自然公園、鳥獣保護区、保安林等）の配置を検討する。個体数水準が低い地域においては、特に綿密な計画が必要となる。
- 生息地の連続性の確保：クマ類の移動が阻害されている場所においては、クマ類をはじめとする野生動物の移動を保障する移動経路を設けるなど、国有林の緑の回廊等との連携を図りながら生息地の連続性を確保する。
- 生息地の環境保全：クマ類の食物資源が得られる環境を保全するため、針葉樹人工林の広葉樹林あるいは針広混交林への誘導、落葉広葉樹林環境の保全と復元を行う。

農林水産省生物多様性戦略（抄）

＜令和５年３月改定＞

Ⅳ．テーマ別方針

２．サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する

約 2,500 年前の縄文時代から水田農業を営む我が国では、四季に合わせた水稻の栽培暦に適応した生活史をもつ多様な生きものが生息・生育し、それらが相互に関連しあって水田の生態系を形成しており、我が国の固有種も生息・生育している。このように、二次的自然である農林水産業の生産現場においては、地域特有の気候や地形などに適応し、固有種を含む生きものを育む特徴ある生態系が形成されており、その国土に占める面積は保護地域よりも圧倒的に広い。SATOYAMA イニシアティブに示されているように、地域資源の持続可能な利用を確保しつつ生物多様性を保全し、環境と経済が好循環するためには、二次的自然を有する農林水産業の生産現場において取組を持続的に行う必要がある。

（略）

生物多様性国家戦略 2023-2030（抄）

＜令和 5 年 3 月閣議決定＞

本戦略の背景

【我が国の置かれた状況】

（略）

- ・ 気候変動対策について我が国は、「2050 年カーボンニュートラル」の目標の下で、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減し、さらに 50%の高みを目指して挑戦を続けることを宣言している。生物多様性においても、世界目標である昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえ、我が国における 2050 年の「自然と共生する社会」に向けて、2030 年までの新たな目標を掲げることが求められている。これら二つの持続可能性のための目標を、相反させずに、同時に達成しなければならない。そのためには、再生可能エネルギーの導入は自然環境と共生するものであることが大前提であり、自然環境の保全に支障をきたす形での再生可能エネルギーの導入を防ぎつつ、自然の機能も活かした緩和・適応策も最大限導入し、地域と共生する形での気候変動対策を進めなければならない。

（略）

第 1 部 戦略

第 1 章 生物多様性・生態系サービスの現状と課題

第 1 節 世界の現状と動向

2 これまでの取組と昆明・モントリオール生物多様性枠組に関する動向

（3）昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択に向けた動向

①採択までの道のり

（略）

こうした様々な検討や議論を経て、最終的には 2022 年 12 月にカナダのモントリオールで開催された COP15 第二部において愛知目標に次ぐ新たな世界目標が「昆明・モントリオール生物多様性枠組」として採択された。

②昆明・モントリオール生物多様性枠組の概要

昆明・モントリオール生物多様性枠組では、愛知目標で掲げた「自然と共生する世界」が引き続き目指すべき 2050 年ビジョンとして掲げられるとともに、このビジョンに関係する状態目標として四つの 2050 年に向けた 2050 年グローバルゴールが新たに設定された。また、2030 年ミッションとして、2030 年までに「必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配

分を確保することにより、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること。」といういわゆるネイチャーポジティブが掲げられ、それに向けた 23 個の 2030 年グローバルターゲットが設定されている。

(略)

(略)

第2節 我が国の現状と動向

1 現状と評価

(2) 現状

②生態系サービス

JB03 によれば、我々の暮らしは様々な自然の恵みの享受によって物質的には豊かになったが、生態系サービスは過去 50 年間、劣化傾向にある。食料や木材等の供給サービスは、その多くが過去と比較して低下している（木材の自給率は近年 1970 年代の水準まで回復している）。海外からの輸入の増加や資源量の変化等により農林水産物の生産量はピーク時より減少し、特に海面漁業の漁獲量はピーク時の 50%程度となっている。生産物の多様性も変化しており、林業で生産される樹種の多様性は過去 50 年間で約 40%減少している。

さらに、食料生産だけでなく、我々の健康や暮らしにも関わり、様々な社会課題の解決にも貢献する大気や水質の浄化などの調整サービスについても低下傾向が示されている。生態系がもたらす防災・減災サービスについては、植林した樹木の成長によって森林の表層崩壊防止サービスは向上しつつある。他方、人口減少や高齢化の影響により手入れ不足の森林においては、防災・減災等、森林の多面的機能が十分発揮されないことが指摘されている。湿原が持つ洪水調整サービスについては、湿原からどのような土地利用に転換されるかによるが、湿原面積の大幅な減少により経年的には減少傾向にあると考えられる。また、地域資源の持続可能な利用と密接に関わる文化や伝統知も失われつつある。さらに、野生鳥獣による農林水産業への被害が、営農意欲の減退など、農山漁村へ深刻な影響を及ぼしているほか、ダニ媒介性感染症などの人獣共通感染症による健康へのリスクも顕在化しており、生態系による負の影響（ディスサービス）が顕著になっている。

(略)

(3) 将来予測

我が国の生物多様性や生態系サービスの変化に関する将来予測の研究が近年進展してきた。気候変動の観点からは、陸域や海域の様々な生態系における影

響が予測されている。環境省の環境研究総合推進費を活用した研究成果によると、例えば、我が国に生息するコンブ類 11 種のうち約 6 種が日本海域から消失する可能性や、サンゴ分布可能域が消失する可能性があることが示唆されており、供給サービスや防災・減災に関わる調整サービス、レクリエーション等の文化的サービスに影響を及ぼす可能性がある。また、人口減少社会を迎えた我が国においては、人口分布（人口集中又は人口分散（※1））と重要視する資本の選択（人工資本活用又は自然資本活用（※2））によって、将来の生物多様性や生態系サービスの状態が大きく変わりうるとされている。例えば、自然資本・分散型社会シナリオの方が、人工資本・コンパクト型社会シナリオよりも米生産等の需要と供給のバランスがとれた地方公共団体が多くなることなどが予測されている。このことは、生物多様性を保全し、生態系サービスを持続的に享受するためには、これまでの自然環境保全を目的とした施策に加えて、日々の一人一人の行動や社会の在り方も含めた対策が必要となることを示唆している。

※1 人口集中：現在の都心部や市街地に今後、人口が更に集中する。

人口分散：今後、人口が郊外や中山間地域により分散していく。

※2 人工資本活用：人工資本（コンクリートなど）をより積極的に活用する。

自然資本活用：国内の自然資本（森林など）をより積極的に活用する。

（略）

第3章 2030 年に向けた目標

第2節 五つの基本戦略と個別目標

基本戦略 1

生態系の健全性の回復

（1）生物群集全体の保全に向けた場の保全・再生とネットワーク化

③ 生態系の質の向上とネットワーク化

森・里・川・海のつながりを確保するため、国土を構成する地域区分（奥山自然地域、里地里山・田園地域、都市地域、河川・湿地地域、沿岸域、海洋域、島嶼地域）ごとに、それぞれの特性を踏まえ、劣化した生態系の回復や自然の質を向上させ、生態系ネットワークの構築・維持を図る。そのため、天然生林の保全管理や多様な森林整備、草原の再生・維持管理、河川・湖沼・湿原・沿岸域における自然の再生、都市地域における緑地の適切な保全や生物多様性に配慮した緑地の整備等を推進する。特に、国立公園等の保護地域内においては、自然の再生や生態系の維持回復につながる取組として、希少な生物の生育・生息する森林の針広混交林等の育成複層林又は天然生林への誘導、人工構造物の撤去等による河川の連続性の回復、外来種やニホンジカによる生態系への影響低減等を積極的に進める。また、河川を始めとする水系が森林、農地、都市、

沿岸域などをつなぐことで国土における生態系ネットワークの重要な基軸となっていることに留意し、統合的な土砂や栄養塩類の管理の観点も踏まえた取組を進める。その際、地域固有の生物相に応じた生態系の広がりや、複数の生態系を含む景観や海域など様々な空間レベルでのつながりを考慮する。他方、生態系がつながることによる負の側面についても十分留意し、鳥獣による農林水産業被害の防止や侵略的外来種の侵入・拡散の防止と防除の促進の観点も考慮する必要がある。さらに、身近な自然が普通種を含む生物の生息場所及び生態系ネットワークの構成要素になっていることに留意し、多様な主体の連携による維持管理を促進する。

(略)

基本戦略 2

基本戦略 2 における目標の設定

健全な生態系から得られる自然の恵み（生態系サービス）を持続的に享受することが、人類の安全保障の根幹である自然資本を守り社会に活かしていくために必須であることから、自然を活かして地域から世界までの多様な社会課題の解決につなげるとともに、生態系からの負の影響を軽減するための状態目標を設定する。また、それらの状態の達成に向け、生態系が有する機能を持続的かつ効果的に活用するための取組、地域や世界が抱える諸課題との統合的な対処に関する取組に関する行動目標を設定する。

生態系サービスを持続的に享受した社会課題の解決については、特に地域づくりと気候変動対策の観点から目標を設定する。地域づくりの観点では、どの課題にどのように自然を活用するのかを評価し可視化することなど、自然を活用した取組を効果的に推進する（行動目標 2-1）とともに、地域づくりに係る幅広い取組において伝統文化に配慮し自然を活かした観点を入れ込む（行動目標 2-2）ことで、取組の広がりと同時に高度な技術も活用した自然の活用を図り、生態系サービスを現状以上に享受できるようにしていく必要がある（状態目標 2-1）。気候変動対策の観点からは、生態系の保全・再生を通じた気候変動緩和策及び適応策に貢献する取組の強化（行動目標 2-3）とともに、気候変動による生物多様性の損失を軽減するためにも重要な再生可能エネルギーの導入に際する生物多様性配慮を進める（行動目標 2-4）ことで、生物多様性保全と気候変動対策のシナジーを構築し、トレードオフを緩和する必要がある（状態目標 2-2）。また、生態系からの負の影響の軽減については、特に鳥獣被害の軽減に焦点を当て、軋轢緩和に向けた取組を強化すること（行動目標 2-5）により適切に距離を保った関係を再構築する必要がある（状態目標 2-3）。

(略)

基本戦略 4

生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）

（１）生物多様性に係る環境教育・環境学習等の推進

① 行動変容に向けた生物多様性の理解増進

国は、国民の取組を促進するための基盤として、生物多様性に係る最新の科学的知見に基づく内外の情報とともに、生物多様性・自然資本・生態系サービスといった概念をわかりやすく整理し、一人一人の生活と自然の結びつきをより明確なものとした情報を発信する。その際には、画一的な発信ではなく、ターゲット層ごとに、メディアやメッセージを組み合わせ効果的なアプローチをとる。あわせて、事業者や関係団体と連携し、生活と自然に関係する情報や指標（フットプリント等）のデータ提供を行う。

国民は、日々の生活において自然の恵みを利用して暮らしており、国内の生物多様性のみならず、世界の生物多様性の損失に影響を及ぼしていることを踏まえ、生物多様性の重要性を認識することに努める。また、民間団体は、専門的な情報を国民等に分かりやすく伝達することにより各主体の情報の橋渡しを行うことが期待される。

国、地方公共団体や民間団体等は、事業者、専門的知見を有する者等の多様な主体と連携・協働する場である 2030 生物多様性枠組実現会議（J-GBF）等において、SNS や各種メディアを通じて国内外に積極的に情報発信を行うとともに、行動変容を議論する場を設け、ナッジ（選択の余地を残しながらもより良い方向に誘導する手法）等の行動科学の知見等を活用し、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す。

（略）

第 4 章 本戦略を効果的に実施するための基盤・仕組み

第 1 節 実施に向けた基本的考え方

7 多様な主体の連携・協働の促進

NbS を含め生物多様性の保全と持続可能な利用を積極的に進めるためには、各主体間の連携と協働が一層重要となる。

このため、まずは地域においては国、地方公共団体、農林漁業者、事業者、民間団体、専門家、教育関係者、地域住民などの多様な主体間がより一層の緊密に連携し協働できる仕組みを設けていくことが求められる。また、地域の伝統や知恵を有する高齢者と、これからの地域を担う若い世代がともに意思決定に加わり、目指すべき地域像を明確にしながら取り組んでいくことも大切な視点である。さらに、自然の恵みを供給する地方とその恩恵を受ける都市との間で人材や資金、更には知見や人脈を通じて支えあうことや、地域間でのノウハウの伝達のための広域的なネッ

トワークの形成等も、人口減少社会の中で持続可能な取組を効果的かつ効率的に進めるために大切な要素である。また、事業者が民間団体や地方公共団体と協力して活動を展開する事例も増加しており、事業者との協働を促進する視点も欠かせない。さらに中間支援組織によるコーディネートや、科学的知見を有する専門家の参画も重要である。加えて、ジェンダーや世代等により異なる多様な価値観を反映し、主体性を持った取組を促進するため、関係する主体が連携・協働の取組に参加できるようにする必要がある。

こうした取組を支えていくためには、行政の組織間、組織内での連携体制の構築も必須となる。そして、中央省庁のレベルから出先機関、市町村の各部局のレベルに至るまで、様々なレベルにおいてそれぞれ連携が図られていくことが、地域での取組を効果的かつ効率的に促進するためには重要となる。

(略)

第2部 行動計画

第2章 自然を活用した社会課題の解決

行動目標2-1 生態系が有する機能の可視化や、一層の活用を推進する

自然の恵みを活かして様々な社会課題の解決に役立てようとする取組は「自然を活用した解決策（NbS）」と呼ばれる。NbSには、気候変動対策や防災・減災といった社会課題の解決において、自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラや生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）、生態系を活用した適応策（EbA）などが含まれる。我が国においても、このようなアプローチを防災・減災や地域づくりに積極的に活用する機運が高まっている。

特に、地震や豪雨などの自然災害が頻発し「災害大国」とも呼ばれ、近年は気候変動による災害の激甚化といった環境変化に加え、社会インフラの老朽化などの社会問題にも直面している我が国において、災害を回避する土地利用の見直しや、地域づくりに関する古来の知恵も参考に自然を活用するグリーンインフラや Eco-DRR の取組を進めることが急務となっている。一方、これらの取組を現場で実装するに当たっては、その基盤となる情報や知見、ノウハウが不足している。

このため、各種情報に基づき保全・再生すべき場所や防災・減災効果の高い場所等を可視化する取組や、保安林等の多面的機能を有する区域の指定等を通じ、計画的な区域指定や効果的な管理手法の検討を進め、グリーンインフラや Eco-DRR の普及を図り生態系の有する機能を最大限活用することを目指す。

(略)

行動目標2-4 再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する

気候変動は生物多様性の損失をもたらす主要な要因の一つであり、気温上昇による

生息地の縮小や劣化、気候変動に脆弱な種の衰退などを引き起こしていることから、生物多様性保全の観点からも再生可能エネルギーの導入などの気候変動対策を推進する必要がある。一方で、風力・太陽光・地熱等の再生可能エネルギーの導入に当たり、生物の行動、生息地や保全上重要な地域への悪影響を回避するための調整などが課題となっている。

生態系への負の影響を最小化しながら再生可能エネルギーの導入を推進し、生物多様性の保全と気候変動の緩和を両立させていくためには、再生可能エネルギー導入の計画段階において、生物多様性保全上重要な地域をあらかじめ特定し、回避することにより、生態学的に適正な立地選定を行う等、必要な対策を講じることが最も重要である。あわせて、地域住民の理解と協力を得られるよう十分な合意形成を図っていく必要がある。

(略)

第3章 ネイチャーポジティブ経済の実現

行動目標3-1 企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すとともに、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する

企業等の事業活動は様々な形で生物多様性・自然資本に依存しており、生物多様性・自然資本を適切に保全・管理していくことが事業の持続可能性を高めることにつながる。

生物多様性保全と経済活動の好循環を目指す動きとして、自社やサプライチェーンの上流や下流も含めた事業活動による生物多様性・自然資本への影響や依存度を適切に評価し、経営上のリスクと機会を分析して事業戦略に組み込んでいくとともに、その情報を適切に開示していく取組が広がっている。生物多様性は温室効果ガス排出量のように数値化できる指標が少なく、事業活動による影響を定量的に示すのは容易ではないこと等から、気候変動対応に比べて取組が進んでいるとは言い難い状況であった。しかし近年、TNFD や SBTs for Nature などの国際的なルールづくりの議論が急速に進んでおり、ESG 投資の分野においても生物多様性への関心が高まっている。

こうした流れを捉え、TNFD 等の国際的な枠組に対応できるよう、国や企業など様々な主体が連携しながら生物多様性に係る評価や情報開示に係る仕組みの整備、サプライチェーンに係るデータ連携、ノウハウや情報共有のためのプラットフォーム構築等を進める。

あわせて、生物多様性の保全・回復に資する投融資を拡大させていくため、金融機関・投資家側の認識向上、金融機関・投資家と企業の対話の促進等により投融資の基盤を整備するとともに、生物多様性の分野での保全・回復に資する事業を資金使途としたグリーンボンド等の普及を図っていく。

(略)

附属書 30by30 ロードマップと本戦略の背景にある基礎的情報

2 生物多様性及び生態系サービスの重要性の解説

第1章 生物多様性の重要性

第2節 いのちと暮らしを支える生物多様性

2 いのちと暮らしを支える生物多様性

(3) 文化の多様性を支える（文化的サービス）

【地域性豊かな風土】

我が国には、自然と文化が一体になった「風土」という言葉がある。地域の特色ある風土は、それぞれの地域固有の生物多様性と深く関係し、様々な食文化、工芸、芸能などを育んできた。例えば、食文化は地域で採れる野菜や魚、きのこなどの様々な食材を、その土地にあった方法で調理することで生まれる。我が国の伝統食である雑煮も、材料や調理法、餅の形にいたるまで地域によって様々な特徴がある。また、我が国の気候は気温が高く湿潤なため、様々な発酵食品が発達することになった。漬け物、馴鮭（なれずし）、味噌、醤油、日本酒などは、それぞれの地域に適した微生物と、気候、水、そして食材が複雑に関係している。しかし、現代では、食品の大量生産や大規模な流通、それに伴う伝統的な技術や知識の喪失、食材となる地域固有の生物の減少などが進み、地域色豊かな伝統的な食文化は失われつつある。

また、都市では身近な自然とのふれあいや生物多様性の豊かな自然地域での体験活動を渴望する住民が増えている。一方、日常的に自然と接触する機会がなく自然との付き合い方を知らない子どもたちも増えている。自然の中で遊び、自然と密接に関わることを知らないまま育つことが、精神的な不安定が生じる割合を高める一因となっているとの指摘もある。このような時代こそ、豊かな自然に接し学ぶ機会を提供することが、次の世代を担う子どもたちの健全な成長のために必要とされている。

このように、豊かな生物多様性にも支えられ、育まれてきた文化の多様性は、我々に精神的な恩恵をもたらす豊かな生活の基盤であり、地域に固有の財産として文化面での奥行きを増し、地域社会の持続的な発展に役立ってきたことを十分理解する必要がある。

昆明・モントリオール生物多様性枠組（仮訳）（抄）

＜令和5年3月1日時点＞

セクションH. 2030年グローバルターゲット

1. 生物多様性への脅威を減らす

ターゲット2

生物多様性と生態系の機能及びサービス、生態学的健全性及び連結性を向上させるために、2030年までに、劣化した陸域、内陸水域、海域及び沿岸域の生態系の少なくとも30%の地域で効果的な回復下にあることを確保する。

気候変動適応計画（抄）

＜令和３年１０月閣議決定（令和５年５月閣議決定（一部変更））＞

第２章 気候変動適応に関する分野別施策

第３節 自然生態系

１．共通的な取組

【適応策の基本的考え方】

（略）

- 自然生態系分野における適応策の基本は、長期にわたる継続的なモニタリング等の調査により生態系と種の変化の把握を行うとともに、気候変動の要因によるストレスのみならず気候変動以外の要因によるストレスにも着目し、これらのストレスの低減及び保護地域やその他の生物多様性の保全に資する地域等による生態系ネットワークの構築により、気候変動に対する順応性の高い健全な生態系の保全と回復を図ることである。
- 特に自然生態系分野における適応に資すると期待される地域（気候変動の下で各生物種が逃避・生残できる地域（逃避地）や、個体の供給源となり得る地域等）における保全・管理の強化やその面的な拡大及び連結性の確保、低地性の生物種が高地へとむやみに拡大することを防ぐための自然環境利用上の対策を図ることも重要である。
- ネットワーク構築に当たっては、国土全体にわたる広域的な観点と属地的な観点の双方から、生態系の連結性と健全性を高めることで気候変動等による環境の変化に対して強靱な国土を形成することが重要である。
- 広域的な観点からは、2021年のG7首脳会合で採択された「G7・2030年自然協約」において、2030年までに少なくとも陸域及び海域の30%を保全又は保護するための新たな世界目標を支持し、自国においても同じ割合の保全又は保護の範を示すとされたことも踏まえ、森里川海のつながりによる生態系サービスの持続性を維持すべく最も効果的な場所において保護地域の拡充やその他の生物多様性の保全に資する地域の設定、これら地域の質の改善を行うことが必要である。
- 属地的な観点からは、多様な生息空間、餌資源量の確保など、生物のライフサイクルを支えるための属地的な生態系の質を高めていく手法が必要である。特に、昆虫はその生物量や送受粉によって生態系を支える基盤であり、生態系の強靱性にとって重要であることから、都市の小さな緑地や里地里山の農地など身近な自然環境においても、それらの種のライフサイクルを支えることが必要である。
- 限定的な範囲で、生態系や種、生態系サービスを維持するため積極的な干渉を行う可能性もあるが、生態系等への影響や管理の負担を考慮して、相当慎重な

検討が必要である。生態系への影響を回避するために逃避地をつくることも考えられるが、すぐに移動する対象と移動できない対象があり、効果は種によって異なるため、留意が必要である。また、期待される効果に応じて他の施策も含めて検討することが重要である。

- 適応策の検討に際しては、対象地域の基盤情報を収集し、既に顕在化している影響又は懸念されている影響についての評価指標を決定した上で将来予測を行い、その結果に応じた対策を立案することや、地域の関係者との意見交換等を通じ、地域の状況を踏まえた保全・利用に関する計画を策定し、合意形成を図るとともに、役割分担しつつ連携・協力して総合的に対応することが重要である。対策の立案に際しては、対象地域において保全すべき生物や当該生物に悪影響を与える生物の分布に気候変動の影響が予測されるか否かや、逃避地があるか否か等に応じた選択肢を検討する必要がある。また、取組の実施に当たっては、評価対象の変化をモニタリングし、計画を定期的に見直す順応的管理が求められる。また、適応策を適切かつ効果的に進めるために、長期的視点で自然環境の管理や調査研究に携わる人材の育成を図ることが必要。
- 生物多様性保全とのシナジーを最大化するとともに、トレードオフを最小化する観点が重要。健全な生態系が有する機能は、防災・減災や、都市における暑熱の緩和、沿岸域や閉鎖性水域における水質悪化への対応など、様々な分野の適応策に貢献する。このような考え方は、NbSのうち、生態系を活用した適応策（EbA）や生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）と呼ばれるものであり、マルチベネフィットをもたらす取組として重要。特に、地域の強靱性（レジリエンス）の向上のため、地域の地形や生態系の状況を踏まえ、自然災害に対して脆弱な土地の利用を避け、災害リスクの高い地域から低い地域への居住を誘導することや、自然環境が有する多様な機能を有効に活用した地域の防災・減災力の強化等を進めていくことが必要である。
- 気候変動による影響は不確実性が高く、長期にわたって影響が進行するため、種の分布・個体数や生態系サービス等に明確に変化が現れるまでには時間を要する。このような変化は長期的視点で捉える必要があり、短期的なモニタリング結果のみでは影響の判断ができない。そのため、長期的なモニタリング等の調査を継続するとともに、必要に応じ、強化・拡充する必要がある。
- 確信度が低い項目については、研究事例が限られること、人為的・土地利用の影響も受けることから、気候変動による生物多様性等への影響を把握するための調査・研究の推進、的確な情報発信・共有を通じて、科学的知見の集積に努める必要がある。

国土強靱化基本計画（抄）

＜令和５年７月閣議決定＞

第１章 国土強靱化の基本的考え方

４ 国土強靱化政策の展開方向

５）自然環境が有する多様な機能（グリーンインフラ）の活用

住民が子育て時や老後も住み続けたいと思う故郷の風景を残せるよう、自然環境が有する多様な機能を活用・保持し、地域住民を始めとする多様な主体の参画によって持続可能で魅力ある地域づくりに貢献するグリーンインフラの取組を積極的に推進する。また、NbS の考え方に基づく取組拡大を国土強靱化の観点からも積極的に推進する。

グリーンインフラ推進戦略 2023（抄）

＜令和 5 年 9 月策定＞

第 1 章 グリーンインフラを取り巻く背景と課題

2. 社会資本整備やまちづくり等におけるグリーンインフラへの期待

（1）自然災害の激甚化、頻発化への対応

（略）

- また、河川整備等の事前防災対策を加速化させることに加え、流域全体のあらゆる関係者が協働し、水災害対策を行う「流域治水」を推進している。その実効性を高める枠組として、2021 年 4 月、流域治水関連法が成立した。流域治水の推進にあたっては、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの考えを取り入れ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献することが期待されている。

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（抄）

＜令和6年法律第18号 4月19日公布＞

（目的）

第一条 この法律は、生物の多様性の損失が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼしている中で、我が国においても生物の多様性の損失が続いている状況に鑑み、この状況を改善する地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等の措置を講じ、もって豊かな生物の多様性を確保し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「生物の多様性」とは、生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）第二条第一項に規定する生物の多様性をいう。

2 この法律において「生物の多様性の増進」とは、生物の多様性を維持し、回復し、又は創出することをいう。

3 この法律において「地域生物多様性増進活動」とは、里地、里山その他の人の活動により形成された生態系の維持又は回復、生態系の重要な構成要素である在来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する在来生物をいう。）の生息地又は生育地の保護又は整備、生態系に被害を及ぼす外来生物（同項に規定する外来生物をいう。）の防除及び鳥獣の管理その他の地域における生物の多様性の増進のための活動をいう。

4 この法律において「連携地域生物多様性増進活動」とは、地域生物多様性増進活動のうち、地域の自然的社会的条件に応じ、市町村と地域における多様な主体が有機的に連携して行うものをいう。

（基本理念）

第三条 生物の多様性の増進は、豊かな生物の多様性を確保することが人類の存続の基盤であることを踏まえ、生物の多様性その他の自然環境の保全と経済及び社会の持続的発展との両立が図られ、現在及び将来の国民が豊かな生物の多様性の恵沢を享受することができる、自然と共生する社会の実現を旨として、国及び地方公共団体並びに事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体の密接な連携の下に行われなければならない。

（略）

（増進活動実施計画の認定）

第九条 地域生物多様性増進活動を行おうとする者（連携地域生物多様性増進活動を行おうとする市町村を除く。）は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、地

域生物多様性増進活動の実施に関する計画（以下「増進活動実施計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2 増進活動実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 地域生物多様性増進活動の内容及び実施時期
- 二 地域生物多様性増進活動の区域
- 三 地域生物多様性増進活動の目標
- 四 地域生物多様性増進活動の実施体制
- 五 計画期間

3 主務大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る増進活動実施計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 基本方針に照らして適切なものであり、かつ、当該地域生物多様性増進活動を確実に遂行するために適切なものであること。
- 二 当該地域生物多様性増進活動が前項第二号に掲げる区域（以下この条において「実施区域」という。）における生物の多様性の維持又は回復若しくは創出に資するものであること。
- 三 当該地域生物多様性増進活動に自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第七号に規定する生態系維持回復事業（第五項第二号及び第十五条第三項において「自然公園生態系維持回復事業」という。）が含まれる場合には、同法第三十九条第二項の確認又は同条第三項の認定をすることができる場合に該当すること。
- 四 当該地域生物多様性増進活動に自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三十条の二第一項に規定する生態系維持回復事業（第十六条第三項において「自然環境生態系維持回復事業」という。）が含まれる場合には、同法第三十条の三第二項の確認又は同条第三項の認定をすることができる場合に該当すること。
- 五 当該地域生物多様性増進活動に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第六条第二項第六号に規定する保護増殖事業（第十七条第三項において「保護増殖事業」という。）が含まれる場合には、同法第四十六条第二項の確認又は同条第三項の認定をすることができる場合に該当すること。
- 六 当該地域生物多様性増進活動に特定外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第二条第一項に規定する特定外来生物をいう。次項及び第十九条において同じ。）の防除が含まれる場合には、市町村が行う防除にあつては同法第十七条の四第一項の確認をすることができる場合に、地方公共団体以外の者が行う防除にあつては同法第十八条第一項の認定をすることができる場合に該当すること。
- 七 その他主務省令で定める基準に適合すること。

第六次環境基本計画（抄）

＜令和6年5月閣議決定＞

はじめに

（略）

現在の環境・経済・社会の状況は、現状の経済社会システムの延長線上での対応では限界がある。本計画は、現代文明は持続可能ではなく転換が不可避であり、社会変革が必要であるとしている。1994年に策定された第一次環境基本計画が示した本質的な問題提起に対応し、産業革命以降の近代文明を支えてきた、化石燃料等の地下資源へ過度に依存し物質的な豊かさに重きを置いた「線形・規格大量生産型の経済社会システム」から、地上資源基調の、無形の価値、心の豊かさをも重視した「循環・高付加価値型の経済社会システム」への転換が必要である。しかもこの大変革に残された時間は少ない。今後、約30年の間に新たな文明の創造、経済社会システムの大変革を成し遂げる必要があるとともに、2030年頃までの10年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つ可能性が高いとも指摘されている（「勝負の10年」）。

2024年の元日に発生した「令和6年能登半島地震」は、私たちに自然の脅威を改めて認識させることとなった。自然に対する畏敬の念を持つ等、我が国の伝統的な自然観の下、自然との共生を目指すとともに、地球の健康と人の健康とを一体的に捉える「プラネタリー・ヘルス」の考え方が重要となる。更には、個人、地域、企業、国、地球がいわば「同心円」の関係にあるとして、一人一人が意識し、行動することが求められる。

「循環」と「共生」を始め、累代の環境基本計画が目指してきた概念を発展させ、環境を基盤とし、環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上への高度化を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる文明を実現していく。それが、本計画が目指す持続可能な社会としての「循環共生型社会」（環境・生命文明社会）である。

本計画は、この循環共生型社会を目指すことで、国民に「希望」をもたらすものとした。

現在及び将来の国民が、明日に希望を持てるよう、長年続いてきた構造的な問題に対して「変え方を変える」姿勢で、環境政策を起点とし、経済・社会的な課題をカップリングして同時に解決していくことを目指す。そのため、環境基本法第1条の趣旨を踏まえ、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」を最上位の目的とし、市場価値と非市場価値の双方において「新たな成長」の実現を図っていく。そのための鍵は、基盤としての自然資本、自然資本を維持・回復・充実させる資本・システムについて、国民が、市場の失敗の是正を含め「あるべき」「ありたい」状態を想定して、この目的と「共進化」させていくことにある。そこには、無形資産である環境価値を活用した経済全体の高付加価値化も含まれる。

(略)

第五次環境基本計画で打ち出された地域循環共生圏については、地域資源を活用した自立・分散型の社会の実現の鍵となる。地域の「ありたい未来」に向けて、「新たな成長」の実践・実装の場として発展させていく。

(略)

第1部 環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向

第1章 環境・経済・社会の現状と課題認識

2 環境・経済・社会に関わる複合的な危機や課題

環境危機の顕在化は、人々の環境と経済との関係についての認識を決定的に変化させたと言える。以前は「環境対策はコストである」という認識が根強く残っていたが、環境問題への対応は、デジタル化の進展等とともに新たな経済社会システムを規定する要件として、いわば所与のものとして捉え、その対応の在り方が競争力等に影響する、との考え方が広まってきている。特に 2050 年カーボンニュートラル宣言以降、我が国の企業においても、ESG 投資の拡大、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）等の取組の浸透など、気候変動や生物多様性の損失等はリスクであるとともに機会という認識が更に広がり、また、環境問題を含む社会課題の解決を企業価値の創造につなげていく動きが活発化している。他方、デジタル化については、コロナ禍も契機として、ビッグデータを活用したビジネスの興隆、電子商取引やリモートワークの普及など経済・社会的に急速な変化を起こしつつある。デジタル化は、電力消費量の増大をもたらすと考えられるものの、エネルギーや製造工程の管理の効率化、シェアリングエコノミーの普及によるモノの稼働率の向上等の環境負荷の低減に資する可能性がある。さらに今後、生成 AI の普及など、デジタル化は経済社会システムを大きく変革していくと考えられる。

(略)

第2章 持続可能な社会に向けた今後の環境政策の展開の基本的な考え方

1 目指すべき持続可能な社会の姿：環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」が実現できる「循環共生型社会」の構築

環境基本法第1条の規定を、現在の文脈において捉え直すと、環境政策の目指すところは、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境保全と、それを通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上」（以下「ウェルビーイング／高い生活の質」という。）であり、また、人類の福祉への貢献でもある。前提として、人類の活動が地球の環境収容力の限界を超えつつある状況において、現在及び将来の国民の生存に係る「健康で文化的な生活の確保」が必要条件であることは言うまでもなく、また、人類の福祉への貢献な

くして「ウェルビーイング／高い生活の質」も成立しない。

(略)

我が国全体がこうした循環共生型の社会（以下「循環共生型社会」という。）となり、また、現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を実現していくためには、その暮らしの場であり、また我が国の国土や社会経済を支える基盤である地域においても、地域住民が、各地域の目指すべき将来像、すなわち「ありたい未来」を描き、実現していく必要がある。第五次環境基本計画で打ち出した「地域循環共生圏」は、持続可能な社会が実現した我が国の姿や、そこに至るための考え方を示したものであり、地域の環境・経済・社会の課題を解決するための事業創出や土地利用のあり方などの地域経営について、地域が主体性を持ち、オーナーシップを発揮しつつ、環境政策の分野間の統合に加えて環境・経済・社会を統合的に向上させるエリア・ベースド・アプローチを実践する場である。

(略)

2 今後の環境政策が果たすべき役割：将来にわたって「ウェルビーイング／高い生活の質」をもたらす「新たな成長」の実現

「新たな成長」の基盤は、上記の視点を踏まえ、まずはストックとしての自然資本の維持・回復・充実を図ることである。自然資本が、臨界的な水準を下回る（人類の経済社会活動が地球全体又は公害のように地域的な環境収容力を超えてしまう状態）ことになれば、そもそも人類の存続、生活の基盤を失うおそれがある。環境負荷の総量を抑えて自然資本のこれ以上の毀損を防止し、気候変動、生物多様性の損失及び汚染の危機を回避するとともに、自然資本を充実させ良好な環境を創出し、持続可能な形で利用することによって「ウェルビーイング／高い生活の質」に結び付けていく。

(略)

第2部 環境政策の具体的な展開

第1章 重点分野ごとの環境政策の展開

2 パートナーシップの充実・強化

(1) パートナーシップの前提となる各主体の役割

○事業者

(略)

一方、金融機関や投資家は、事業者の環境負荷の低減につながる投資を促し、取組を後押しするなど、持続可能な社会の構築に寄与する資金の流れを生み出すサステナブルファイナンスの取組を推進することが期待される。事業者については金融

側の動きに応じて、TCFD や TNFD 等を通じてリスクと機会を含めた情報開示を求められている大企業だけでなく、地域における重要なプレイヤーである中堅・中小企業においても、事業戦略を策定するに当たってサステナビリティの視点を持つことが重要である。その際、支援の必要な中堅・中小企業に対しては、金融機関は伴走支援を通じて、事業戦略の推進と経営の安定、事業拡大に貢献するほか、サステナビリティ経営の普及啓発を行うことが期待される。

(略)

(略)

第2章 重点戦略ごとの環境政策の展開

1 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

(3) 環境価値を軸とする消費行動と企業行動（生産行動）の共進化

(略)

(企業行動における環境の主流化)

企業行動のグリーン化については、ビジネスにおける環境の主流化を目指し、環境経営の促進、脱炭素ビジネスや循環経済関連ビジネス、ネイチャーポジティブ経済への移行が生み出すビジネスなど、環境関連産業の普及拡大を図る。後述のバリューチェーン全体での環境経営の促進、グリーン購入・環境配慮契約、グリーンファイナンスの拡大、税制全体のグリーン化等の各種施策の展開を通じ、環境の主流化を促進していく。特に、気候変動については、民間企業が事業活動を行うために欠かせない経営資源（従業員、原材料、資源、商品、施設、資金、資産、技術、信頼等）に既に様々な影響を与えている。今後は更に、気候変動による気象災害の激甚化や頻発化、異常な高温、海面上昇等の影響の拡大が予測される中、企業が適切に適応策を講じることは、持続可能性やステークホルダーからの信頼の確保など、ビジネスの基盤を将来にわたってレジリエントなものとするにつながり、企業の持続可能性を考える上で必要不可欠な取組となっている。気候変動は市民生活や産業に様々な影響を及ぼす一方で、市民や企業の適応に役立つ製品やサービスを提供する新たな市場（適応ビジネス）が拡大していくことも期待されている。

(略)

令和 6 年度版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書（抄）

＜令和 6 年 6 月閣議決定＞

令和 5 年度 環境の状況

令和 5 年度 循環型社会の形成の状況

令和 5 年度 生物の多様性の状況

第 1 部 総合的な施策等に関する報告

第 2 章 自然再興・炭素中立・循環経済の統合に向けて

第 2 節 自然再興（ネイチャーポジティブ）

1 生態系の健全性の回復に向けて

（6）鳥獣保護管理の強化

ア ニホンジカ・イノシシの半減目標

中山間地域における人口減少・高齢化による人間活動の低下により、耕作放棄地や利用されない里山林等が鳥獣の生息にとって好ましい環境となることなどにより、ニホンジカ、イノシシ、クマ類等の分布域が拡大し、生態系や農林業、生活環境に深刻な被害を及ぼしています。

環境省と農林水産省は、ニホンジカとイノシシについて、2023 年度までに 2011 年度の個体数から半減させることを目標として捕獲対策を強化してきました。その結果、イノシシについては、これまでの捕獲の効果等により、個体数が順調に減少しています。一方で、ニホンジカ（本州以南）の個体数については、未だ高い水準にあり、2023 年度の目標達成は難しい状況にあります。このため、環境省と農林水産省では、目標の期限を 2028 年度まで延長することを決定し、ニホンジカの集中的な捕獲対策等の取組を進めていきます。